

宇治田原町における障がい者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年2月 当初策定

令和 8年8月 令和8年度目標設定

1 目 的

本町における障がい者施策の方向性や施策目標を定めた「宇治田原町第3期障がい者基本計画、宇治田原町第7期障がい福祉計画及び宇治田原町第3期障がい児福祉計画」（R6.3月策定）では、その基本理念に“だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原”を掲げており、その実現に向けた基本目標として、障がい者の自立と社会参加・自己実現に向けた支援の充実を位置づけている。

障がい者の自立と社会参加・自己実現に向けては、障がい者雇用を推進するための総合的な支援を行うとともに、一般就労、福祉的就労それぞれを行う障がい者就労施設等に対して、町が積極的な発注を促進するなど、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進を図ることが重要である。

このため、本町においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、以下に掲げる障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達を推進するものとする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の会計予算において障がい者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

3 障がい者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する、次の施設等とする。

ア 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

エ 複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する事業を行う共同受注窓口

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業

所（重度障がい者多数雇用事業所）

キ 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

ク 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等の例示は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物 品

- 食料品類（菓子、パンなど）
- 農作物類（野菜、花、米、茶など）
- 記念品（町が行う行事の参加者粗品や景品など）
- 印刷物（ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒など）
- 日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品など）
- その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役 務

- 軽作業（袋詰め、封入、包装、発送など）
- 清掃・除草
- クリーニング
- その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

本町における令和８年度の障がい者就労施設等からの調達目標を次のとおりとする。

令和８年度調達目標：１５８千円

6 物品等の調達の推進方法

町は、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みに努める。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給円滑化のための支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

障がい者就労施設等から物品等を調達しようとする場合は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ① 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の

可能性について検討するように努める。

- ② 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対する十分な説明に努める。
- ③ 町が行う調達に加え、ふるさと応援寄付金の返礼品等として物品等を用いることで、物品等のPR及び販売機会の拡大に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を町ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、福祉課とする。

本方針における「障がい」の表記について

原則、本町の公文書に同じく、「障害」（漢字表記）ではなく、「障がい」（ひらがな表記）としています。ただし、法令・制度等の固有名詞については、漢字表記としている部分があります。